

# 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

( 年分 )

氏 名

〇この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の 区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①		円
	①以外の寄附金の額	②		
	① + ②	③		
所得金額の合計額		④		
④ × 40%		⑤		

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	. .	円
	. .	
	. .	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記してください。

## 2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥		円
(赤字のときは0)			
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦		
2千円 - ②	⑧		(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨		(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩		
⑩ × 25%	⑪		(100円未満の端数切捨て)
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫		(赤字のときは0)
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬		

申告書A第一表は⑦の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑳～㉒欄、申告書Bは㉓～㉕欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

〇 この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。